

西栗倉村戸籍情報システム標準化対応業務公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月14日

西栗倉村役場総務企画課

1. 趣旨

本実施要領は、西栗倉村戸籍情報システム標準化対応業務（以下、「本業務」）という。）を委託する事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものである。

また、本プロポーザルは、戸籍情報システムの移行対応と移行完了後60か月のシステム運用を委託する候補者を選定するものとする。

2. 業務概要

(1) 業務内容

別紙「西栗倉村戸籍情報システム標準化対応業務 仕様書」のとおり

(2) 履行場所

西栗倉村役場（岡山県英田郡西栗倉村大字影石33番地1）

(3) 履行期間（移行支援業務）

令和9年度～令和10年度（詳細は協議の上決定する。）

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

① システム移行経費

総額37,000千円（別途データ移出経費が発生する場合は、見積書にその旨を明示すること）

② システム運用経費

月額577千円（システム・機器利用、ネットワーク利用、保守等必要経費を全て含む）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公示の日において地方公共団体と戸籍情報システムの運用支援に係る契約を締結している者で、次のいずれにも該当しないものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等と関係を有する者
- ④ 国及び地方自治体から入札参加資格停止又は指名停止を受けている者
- ⑤ 国税及び地方税を完納していない者
- ⑥ その他、本村が本プロポーザルへの参加者として適当でないと認める者

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	日程
公募開始・実施要項等の公表	令和8年9月14日（月）
質問の受付	令和8年9月28日（月） 17：00まで
質問への回答	令和8年9月30日（水） 予定
参加表明書の提出期限	令和8年10月9日（金） 17：00まで
参加資格確認通知	令和8年10月14日（水） 予定
企画提案書の提出期限	令和8年10月30日（金） 17：00まで
審査結果の通知・公表	令和8年11月4日（水） 予定

5. 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

質問は以下の Web フォームにて行うものとする。（Web フォーム以外での質問は不可）

<https://logoform.jp/f/uja0k>

（2）質問への回答

質問への回答は、村のホームページ上にて行うとともに、質問を行った全ての事業者にもメールにて回答を送付する。

6. 書類の作成及び提出

（1）参加表明書の作成及び提出

参加表明書は、期限内に指定の様式に加えて、会社概要及び地方公共団体との戸籍情報システムの運用支援に係る契約書の写し（任意の1自治体）をメールにてPDFデータを提出すること。

また、提出時のメール件名は「【参加表明提出】西栗倉村戸籍情報システム標準化対応業務」とすること。

（2）参加表明提出後の辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、任意の様式により書面をもって辞退の申出を行うこと（メール提出可）。

（３） 企画提案書の作成及び提出

企画提案書は、表紙を含めて様式は任意としページ数制限も設けないが、別紙「西栗倉村戸籍情報システム標準化対応業務 プロポーザル審査基準」の項目に準じて作成すること。

また、企画提案書は、期限内に関係書類を添えて、メールにて PDF データを提出し、提出時のメール件名は「【企画提案提出】西栗倉村戸籍情報システム標準化対応業務」とすること。

なお、企画提案書の提出は１事業者につき１回限りとし、提出後の企画提案書修正は認めない。

（４） 提出物及び提出方法

	提出物	提出方法
参加 表明書	① 参加表明書（指定様式） ② 会社概要（パンフレット等） ③ 地方公共団体との戸籍情報システムの運用支援に係る契約書の写し（任意の１自治体）	メールにて提出 宛先：「９．連絡先及び担当」のとおり 件名：【参加表明提出】 西栗倉村戸籍情報システム標準化対応業務
企画 提案書	① 企画提案書（様式任意） ② システム移行経費に係る見積書 <u>総額を記載、別途データ移出経費が発生する場合はその旨を明示すること。</u> ③ システム運用経費に係る見積書 <u>月額を記載すること。</u> 【②・③共通事項】 仕様書「第二章 システム構築 １ 戸籍システムソフトウェアの構成」に記載する内容について別途費用の発生するオプション項目がある場合は、内訳等においてオプション項目とその費用が分かるようにすること。 ④ システムの画面が確認できる資料 企画提案書とは別途、操作マニュアルや画面のスクリーンショットをまとめた資料、動画など担当者が操作する画面（デモ環境可）を確認できる資料を提出すること。 提出方法は PDF データまたは動画 URL をメールに記載するものとし、少なくとも次の内容に関する画面を確認できる資料を提出すること。 ・ トップメニュー ・ 戸籍検索機能 ・ 他自治体戸籍（広域交付）検索機能 ・ 届書入力（死亡届入力）機能	メールにて提出 宛先：「９．連絡先及び担当」のとおり 件名：【企画提案提出】 西栗倉村戸籍情報システム標準化対応業務

7. 審査及び契約

(1) 審査の実施

本プロポーザルは、企画提案書及び見積書の内容をもって審査を行う（プレゼンテーションは実施しない）。

また、応募者が1事業者であった場合も審査を実施し、総得点の6割未満となる候補者は受託候補者及び次点候補者として決定しないものとする。いずれの事業者も6割未満の得点となる場合は、点数の最も高い事業者と追加で協議を行うものとする。

(2) 契約について

本プロポーザルでは受託候補者に加えて次点候補者まで決定するものとし、受託候補者と本村の間で契約に至らない場合は、次点候補者と契約の協議を行うものとする。

なお、本村における戸籍情報システムの移行対応は、令和9年度中に着手する見込みで令和9年度当初予算案に当該費用を計上する予定であり、予算議決が得られた場合において受託候補者と契約を締結するものとする。

そのため、契約締結前は受託候補者としての位置づけとなり、契約締結への優先的な協議を行う権利があるが、契約締結を確約するものではない。

また受託候補者は、本村における予算計上や国の補助金申請などの各種事務に対して適切な支援を行うよう努めるものとする。

8. その他

- ① 本プロポーザルへの参加に係る費用は、全て事業者の負担とする。
- ② 本プロポーザルの審査結果は、ホームページにて公表するものとし、その内容への問合せや異議の申立ては受付けない。

9. 連絡先及び担当

西栗倉村役場総務企画課 担当：高家

〒707-0503 岡山県英田郡西栗倉村大字影石 33 番地 1

電話：0868-79-2111

Mail：n-joho@vill.nishiwakura.lg.jp